

日本海に面して約200万球の水仙が咲き誇る

唐音水仙公園 と 地元グルメ・神楽めし

タクシー観光コース

出発日 2023年1月7日～1月31日の毎日

日帰り



コース

【所要時間】
2時間30分

益田駅

(出発)



唐音水仙公園

(下車観光)



荒磯館

(昼食)



益田駅

(帰着)



神楽めし(えびす丼) ※イメージ

●タクシー運行会社：益田地区タクシー共同組合（小型または普通車）

●添乗員は同行いたしません

※萩・石見空港出発もお選びいただけます

※出発時刻は10～12時の間でご希望を承ります。

旅行代金

(お一人様あたり)

●旅行代金に含まれるもの：タクシー料金・昼食代（飲み物は別料金）

<1台当たりの乗車人数>

1名乗車時 18,800円

2名乗車時 10,800円

3名乗車時 8,000円

【申込期日】 **利用日の前日**まで

【申込内容】お電話、FAX、メールにてお申込みいただけます。
(利用申込書に記入いただきます)

【申込先】一般社団法人益田市観光協会

TEL：0856-22-7120 FAX：0856-23-1232

MAIL：info2@masudashi.com

【コースのご案内】

(申し込みについて)

- 申し込みは旅行前日までお願いいたします。(旅行代金のお支払いも前日までとなります。)
 - 出発地は【益田駅】または【萩・石見空港】よりお選びください。指定がない場合は【益田駅】とさせていただきます。(帰着地は【益田駅】のみとなります。)
 - 昼食は、「神楽めし(えびす丼：海鮮)または(オロチ丼：肉)」となります。指定がない場合はえびす丼(海鮮丼)とさせていただきます。(飲み物は含まれておりません。)
- 現地にて追加注文された飲食代はお客様ご負担となります。現地にてお支払いください。

(当日について)

- タクシーや昼食施設では事前にお送りする「旅程表」をご提示ください。
- 体温が37.5℃以上の方や体調不良の方は参加をご遠慮ください。

(一社) 益田市観光協会 ご旅行条件書 (抜粋)

1.募集型企画旅行契約

「日本遺産「中世の益田」を辿るタクシー観光コースは、一般社団法人益田市観光協会が企画・募集し実施するこの旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結することになります。また、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件の他、下記条件、最終旅行日程表及び当協会の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」によります。

2.旅行の申し込み

- 申込書に所定の事項を記入の上、お1人様につき下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれの一部として取り扱います。
- 当協会は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当協会が予約の承諾を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。

旅行代金	3万円未満	3万円以上6万円未満	6万円以上10万円未満
お申込金	6,000円～旅行代金まで	12,000円～旅行代金まで	20,000円～旅行代金まで

- 15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- お客様の状況によっては、当初の手記内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。詳細は、「国内募集型企画旅行条件書」の「3.申込条件」を確認の上、特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ずお申し出ください。

3.契約の成立と契約書面の交付

- 募集型企画旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し前項の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、契約締結を承諾する旨をe-mail等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

- 当協会は契約の成立後、旅行日程や旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当協会の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお渡し致します。(当パンフレットはこのご旅行条件書において、契約書面の一部といたします)

当協会が手記旅程を管理する業務を負う旅行サービス範囲は、当契約書面に記載致します。

4.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払い下さい。

旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食代及び消費税等諸税。

5.お客様からの旅行契約の解除(旅行開始前)

お客様はいつでも次に定める取消料(お1人様につき)をお支払いいただいて、旅行契約を解除することができます。この場合、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払いいたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。(なお、表でいう取消料とは、お客様が当協会の営業日、営業時間内に取消する旨をお申しいただいた時を基準とします。)

タクシーコースの取消料

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって		旅行開始日の当日	旅行開始後の解除 無連絡不参加
	4日目に	3日目以降		
	あたり日まで	前日まで		
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

※お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送、宿泊機関等行程中の一部の変更についても、全体に対するお取消しとみなし、取消料の対象となります。

この書面は、旅行業法第12条の4の定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5の定めるところの契約書面の一部となります。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認のうえお申込みください。

6.当協会からの旅行契約の解除及び催行の中止

(1)旅行開始前

当協会は次に掲げる場合において、旅行開始前に国内募集型企画旅行契約を解除することがあります。

- 最少催行人員に満たないときは旅行の実施を取りやめることがあります。この場合は旅行開始日の14日前(日帰り旅行は4日前)までにご連絡をし、当協会に預かりしている旅行代金は全額お返しし、この旅行契約を解除いたします。
- お客様が当協会にあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- お客様が病氣その他の事由により、当該旅行にたえられないと認めるとき。
- 天災地変、戦乱、運送機関等における旅行サービス提供の中止、国内外の観光省の命令その他の当協会の関与できない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は、不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(2)旅行開始後

集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならないときは募集型企画旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しをいたしません。

7.お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失により当協会が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2)お客様は、当協会から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当協会、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

8.特別補償

当協会は、当協会の責任が生じるか否かを問わず、国内募集型企画旅行約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によってその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

9.基準期日

この旅行条件は、2021年4月1日現在を基準としています。

また、旅行代金は2021年4月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

【個人情報の取り扱いについて】

- (1)一般社団法人益田市観光協会は、旅行申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供し
- (2)当協会及び当協会が提携する企業・団体を取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただきますことがあります。
- (3)上記のほか、当協会の個人情報の取り扱いに関する方針については、当協会またはホームページでご確認下さい。

【旅行企画・実施】及び【申込・問い合わせ】

島根県知事登録第3-99号 (一社) 全国旅行業協会正会員

一般社団法人益田市観光協会

島根県益田市駅前町17-2 TEL: 0856-22-7120
FAX: 0856-23-1232 MAIL: info2@masudashi.com

募集型企画旅行実施可能区域

島根県: 益田市・浜田市・津和野町・吉賀町 山口県: 萩市・岩国市
広島県: 北広島町・安芸太田町・廿日市市

総合旅行業務取扱管理者: 川崎聡美

※旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。